質 問 書

| 番号 | 質 問 内 容 |
|----|--|
| 1 | 企画提案募集要領 p.6/13 7 (1) ア (ア) 企画提案書の制限事項として、縦対横の比率は、縦 9:横 16 との理解で合っていますでしょうか? →ご認識の通りです。 |
| 2 | 企画提案募集要領 p.8/13 7 (1) イ (オ) 【課題 5】 「併せて、想定される事例を挙げ、具体的な対応方法等について説明すること。」と記載されています。説明すべき事例及び対応方法とは、運用・保守面でのリスクや課題等について、との理解でよろしいでしょうか? →ご認識の通りです。 |
| 3 | 企画提案募集要領 p.8/13 7 (2) ア (ウ) 「頁数は、表紙及び目次のほか「7. (1) イ 提案を求める事項」の各課題1頁以内とする。」と記載されています。(イ)課題2及び(ウ)課題3につきましても、各1頁以内であるとの理解でよろしいでしょうか?特に課題3は、機能ごとで1頁以内ではなく、全機能で要約して1頁以内、との制約との理解で合っていますでしょうか? |
| 4 | 課題3についてはご認識の通りです。 業務委託仕様書 p. 3/25、第1章4(1)① 3つ目の点である"・将来的な機能拡張や自立的な運営体制の確保に向けた将来的な機能拡張や自立的な運営体制の確保に向けた事業運営の設計支援を行う。"から、7つ目の点である"・県内デジタル実装事業(デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ TYPEX(2市2事業)、TYPE2(1市1事業)、TYPE1(県5事業、16市町30事業)とのデータ連携を検討する。"までに記載されている事項は、実施主体は「県広域データ連携基盤の管理運営に係る協議会」であり、それに対して受託者が支援の役務を提供する、との理解で合っていますでしょうか? |

| 5 | 業務委託仕様書 p. 5/25、第2章1(1) ①と②に記載されている事項は、実施主体は貴県であり、それに対して受託者が |
|----|---|
| | 支援の役務を提供する、との理解で合っていますでしょうか? |
| | |
| | →ご認識の通りです。 |
| 6 | 業務委託仕様書 p. 5/25~p. 6/25、第 2 章 1 (2) |
| | ①から⑤までに記載されている事項は、実施主体は「県広域データ連携基盤の管 |
| | 理運営に係る協議会」であり、それに対して受託者が支援の役務を提供する、と |
| | の理解で合っていますでしょうか? |
| | →ご認識の通りです。 |
| 7 | 業務委託仕様書 p. 6/25~p. 7/25、第 2 章 1(3) |
| | ①から③までに記載されている事項は、実施主体は「県広域データ連携基盤の管 |
| | 理運営に係る協議会」であり、それに対して受託者が支援の役務を提供する、と |
| | の理解で合っていますでしょうか? |
| | |
| | →ご認識の通りです。 |
| 8 | 業務委託仕様書 p. 8/25~p. 9/25、第3章3(2) |
| | 除雪管理システム、県公式サイト等の既存システムとの連携するネットワーク要 |
| | 件整理にあたり、当該既設システムに関する仕様等の情報提供は貴県から実施い |
| | ただける、との理解で合ってますでしょうか? |
| | ー →ご認識の通りです。 |
| 9 | 業務委託仕様書 p. 12/25、第3章8(6) |
| | 除雪管理システムとの連携の調整については、貴県にも除雪管理システムベンダ |
| | 一と必要な対応を実施いただける、との理解で合ってますでしょうか? |
| | |
| | →ご認識の通りです。 |
| 10 | 業務委託仕様書 p. 12/25、第3章8(6) |
| | ″当該機能の整備にあたっては、県及び市町が利用する統合型 GIS サービスと連 |
| | 携する機能を整備すること"と記載されています。連携イメージとしては、貴県 |
| | 及び市町の GIS が保持する"データ"を連携するイメージとの理解で合っていま |
| | すでしょうか? |
| | →ご認識の通りです。 |
| | 「一旦心味マノ迎 フ し フ 0 |